

2026年5月28日

各位

会社名 gooddays ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小倉 博  
(コード番号：4437 東証グロース)  
問合せ先 執行役員グループ企画部長 井上 俊宏  
(TEL.03-5781-9070)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2026年6月26日に開催予定の第11回定時株主総会に付議すること決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社及び当社子会社の事業の拡大及び今後の事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条の事業目的について所要の変更を行うものであります。
- (2) 持続的な事業成長と企業価値向上を目指し、本社移転を予定しております。これに伴い、現行定款第3条に規定する本店の所在地を東京都千代田区から東京都渋谷区に変更するとともに、2026年7月1日に効力を生じるものとする旨の附則を新設するものです。
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築並びに株主総会及び取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定時株主総会の開催日		2026年6月26日(金)(予定)
定款変更の効力発生日	第2条、第13条、第22条、附則	2026年6月26日(金)(予定)
	第3条	2026年7月1日(水)(予定)

以上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理し、経営指導料を受受すること及び次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～28. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>29. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する</u>。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第14条～第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる</u>。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第45条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理し、経営指導料を受受すること及び次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～28. (現行どおり)</p> <p>29. <u>不動産賃貸借における家賃等の債務保証</u></p> <p>30. <u>住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業</u></p> <p>31. <u>旅館業</u></p> <p>32. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>渋谷区</u>に置く。</p> <p>第4条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定める取締役が招集し、その議長となる</u>。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p>第14条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定める取締役が招集し、議長となる</u>。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第45条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(本店の所在地の変更に関する経過措置)</p> <p><u>定款第3条 (本店の所在地) の変更は、2026年7月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>